

2022年11月17日
株式会社 東京金融取引所
代表取締役社長 木下 信行

岡安商事株式会社に対する処分について

当社は、岡安商事株式会社に対して、取引参加者規程及び業務方法書に基づく処分を行いましたので、取引参加者規程第40条第1項及び業務方法書第15条の11第1項の規定に基づき公表します。

記

1. 処分事由

- (1) 2010年8月30日から2022年2月28日までの間、岡安商事が自己資本規制比率を本来の数値よりも向上させ、実態と異なる自己資本規制比率を算出したことにより
- ①当該期間の一部において、取引参加者規程第56条及び業務方法書第14条の4に定める報告を行わなかったこと。
 - ②当該期間において、取引参加者規程第57条及び業務方法書第14条の5に定める財務報告にて、実態と異なる自己資本規制比率を報告していたこと。
- (2) 2022年6月24日に、近畿財務局より法令等に違反したことを理由として行政処分を受けたこと。

以上(1)の状況は、取引参加者規程第61条第1項第7号及び業務方法書第15条の2第1項第7号に、(2)の状況は、取引参加者規程第61条第1項第9号及び業務方法書第15条の2第1項第9号の規定に該当すると認められる。

加えて、岡安商事は、当該期間中である2019年1月1日に株価指数証拠金取引資格を取得しているが、当該資格取得申請にあたって提出された自己資本規制比率が、実態と異なるものであった。

2. 処分の根拠

取引参加者規程第61条第1項第7号及び第9号

業務方法書第15条の2第1項第7号及び第9号

3. 処分内容

過怠金3,000万円の賦課

加えて、取引参加者規程第58条第1項第1号及び業務方法書第14条の6第1項第1号の規定に基づき、業務改善報告書の提出を請求する。

以 上